第二条の四の見出し中「全国農業協同組合中央会」を「会計監査人」に改め、同条第一項中「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二第一項第一号」に、「組合は、次のとおり」を「法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合は、その事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額（以下「貯金等合計額」という。）が二百億円に達しないもの」に改め、同項各号を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二第一項第一号」に、「特定組合」を「農業協同組合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める規模に達しない農業協同組合連合会は、その負債の合計金額（最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額をいい、新たに設立された農業協同組合連合会であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。）が二百億円に達しないものとする。

第二条の四第四項中「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二第一項第一号」に、「特定組合」を「農業協同組合」に改め、同項ただし書中「第二項」を「前項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　前二項の規定は、法第三十七条の二第一項第二号に規定する農業協同組合連合会について準用する。この場合において、第三項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額（前項に規定する負債の合計金額をいう。次項において同じ。）」と、「当該事業年度の終了後」とあるのは「その後」と、前項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額」と、「当該事業年度の開始後最初に招集される」とあるのは「最終の貸借対照表を決議した」と読み替えるものとする。

第二条の四を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の監査について会社法を準用する場合の読替え）

第二十三条　法第三十七条の二第四項の規定により会社法第四百三十九条の規定を準用する場合においては、同条中「場合には」とあるのは「場合には、当該計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）については」と、「取締役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第二条の三を第二十一条とする。

第二条の二第一項中「（法第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。）又は」を「及び」に、「第三百十条第三項又は」を「第三百十条第三項及び」に、「第十一条の九第二項」を「第十一条の十九第二項」に、「第二条の五」を「第二十四条」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節　管理

第二条第一項中「こえては」を「超えては」に改め、同条を第十九条とする。

第一条の十八中「第十一条の三十五第二項」を「第十一条の五十四第二項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節　組合員及び会員

第一条の十七中「第十一条の三十三第四項」を「第十一条の五十二第四項」に改め、同条を第十七条とする。

第一条の十六の見出しを「（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子会融機関等の範囲）」に改め、同条第一項及び第二項中「第十一条の十二の三第二項」を「第十一条の三十一第二項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節　共済契約に係る契約条件の変更

第一条の十五中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改め、同条を第十五条とする。

第一条の十四第一号中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改め、同条を第十四条とし、第一条の十三を第十三条とする。

第一条の十二第一項中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に、「第一条の十四」を「第十四条」に改め、同条を第十二条とする。

第一条の十一の見出しを「（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子会融機関等の範囲）」に改め、同条第一項中「第十一条の五の二第二項」を「第十一条の十第二項」に、「第五条の六」を「第四十八条」に改め、同条第二項中「第十一条の五の二第二項」を「第十一条の十第二項」に改め、同項第一号中「第五条の三各号」を「第四十五条各号」に改め、同項第二号中「第一条の十六第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同条を第十一条とする。

第一条の十第一項、第七項及び第八項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の八第一項本文」に改め、同条第九項中「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同項第一号中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の八第一項本文」に改め、同条第十項中「第十一条の四第二項後段」を「第十一条の八第二項後段」に改め、同項第一号中「第十一条の四第二項前段」を「第十一条の八第二項前段」に改め、同条第十一項中「第十一条の四第三項第一号」を「第十一条の八第三項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第一条の九中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同条を第九条とする。

第一条の八第一号中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同条を第八条とし、第一条の七を第七条とする。

第一条の六第一項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に、「第一条の八」を「第八条」に改め、同条を第六条とする。

第一条の五第一項中「第十条の二第二項」を「第十条の三第二項」に改め、同条を第五条とし、第一条の四を第四条とし、第一条の三を第三条とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条第二号中「法第十条第一項第九号」を「同項第九号」に、「同条第三項」を「法第十条第三項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に見出しとして「（員外利用割合の限度の特例）」を付する。

（農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正）

第二条　農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（優先出資の発行による登記の特例）

第三十四条の二　法第百一条の二第二項の規定により農水産業協同組合が法第百条第三項の規定による決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百条第三項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件及び農業倉庫業法第十九条第二項の規定による物品指定に関する件の廃止）

第三条　次に掲げる勅令は、廃止する。

一　農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件（大正十五年勅令第二百五十八号）

二　農業倉庫業法第十九条第二項の規定による物品指定に関する件（昭和九年勅令第百三十一号）

（土地改良法施行令の一部改正）

第四条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「同項但書」を「同項ただし書」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第七十二条第二項中「管轄する都道府県知事」の下に「の意見を聴かなければならない」を加え、「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない」に改める。

第七十五条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。